



2026年5月12日

各位

会社名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 代表取締役会長 安藤之弘
(コード番号 4732 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役副社長統括本部長 山中雅文
(TEL. 052-689-1129)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (ファシリティ型自己株式取得による自己株式の取得)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。具体的な取得方法について、ファシリティ型自己株式取得による方法（詳細については後記「4. ファシリティ型自己株式取得について」をご参照ください。）で行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

また、今般の自己株式の取得をファシリティ型自己株式取得による方法で行うことに伴い、当社は、同日開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」という。）を割当予定先とした第三者割当による第24回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行について決議しましたので、あわせてお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、企業価値の更なる向上に取り組む上で、投資による事業拡大および株主還元を含む資本政策の両輪をうまく組み合わせることで、株主資本利益率（ROE）20%以上の水準の中期的な維持を目標に掲げております。

株主還元に関しても、これまで連結配当性向を段階的に引き上げ、2026年3月期からは60%以上とするとともに、2028年3月期までの3か年について総還元性向100%以上をめざす方針を掲げており、安定的な配当とともに、継続的な自己株式取得を組み合わせることで、総還元性向も意識した経営に取り組む予定です。

今般、当社の財務状況、今後の設備投資計画、市場環境等を勘案の上、相応の規模を有する自己株式の取得を確実に行うことが可能なファシリティ型自己株式取得（後述）による方法を採用することで、株主還元に対するコミットメントをより一層確固たるものとし、ひいては企業価値向上のサイクルに資すると判断し、資本効率の向上および株主還元の充実を目的に自己株式取得の実施を決議いたしました。

2. 取得の方法（本自己株式取得(ToSTNeT-3)）

本日（2026年5月12日）の終値（最終特別気配を含みます。）1,742.0円で、2026年5月13日午前8時45分の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、約180億円に相当する10,332,900株（以下「取得予定株式数」という。）の自己株式の取得（以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。）を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません）

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ん。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とします。

なお、本自己株式取得(ToSTNeT-3)においては、SMB C日興証券より、10,332,900株の売付注文がなされる予定ですが、本自己株式取得(ToSTNeT-3)を含めた本スキーム(以下に定義します。)における一連の取引を通じてSMB C日興証券から取得した株式に係る当社の実質的な取得価額が、本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の一定期間の東京証券取引所における当社株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値に99.80%を乗じた価格と等しくなるよう、当社とSMB C日興証券との間で本新株予約権または本無償譲渡(以下に定義します。)を用いた調整取引(以下「本調整取引」という。)が行われる予定です。本調整取引の結果、最終的な自己株式の取得株式数変動する可能性があります。本調整取引の詳細については後記「4. ファシリティ型自己株式取得について」をご参照ください。

3. 取得の内容(本自己株式取得(ToSTNeT-3))

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	10,332,900株 (発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合2.23%)
(3) 株式の取得価額の総額	17,999,911,800円
(4) 取得結果の公表	2026年5月13日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(ご参考) 自己株式の取得に関する決議内容(2026年5月12日公表分)

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	12,000,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合2.58%)
(3) 株式の取得価額の総額	18,000,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2026年5月13日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

4. ファシリティ型自己株式取得について

今般、当社は自己株式の取得を実施するにあたり、以下に記載の理由により、ファシリティ型自己株式取得(本自己株式取得(ToSTNeT-3)および本調整取引の一連の取引を通じた自己株式の取得をあわせて、以下「本スキーム」と総称します。)が、株主還元策として上記のような相応の規模を有する自己株式の取得を確実に行いたいという当社のニーズを充足し得る最良の選択肢であると判断いたしました。

市場買付による自己株式の取得方法のうち、通常の立会取引で自己株式を取得するスキームとしては、当社が個別に発注するもの、証券会社による一任勘定取引、信託会社の利用等、様々な手法が存在しますが、当社が今回企図している規模の自己株式の取得を行う場合、当社株式の市場における売買高を勘案すると、いずれの手法も自己株式の取得が終了するまで

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に一定の期間を要することになることが想定されます。また、ToSTNeT-3 において買付の委託を行う場合には、上記の手法と異なり、取引自体は1日で終了するものの、株主の皆様による売付注文の数量次第では、当社が企図していた規模の自己株式の取得ができない可能性があります。

この点、本スキームを採用することで、後述の通り、自己株式取得取引を1日で完了させることができ、一般の株主の皆様による売付注文が少ない場合であっても、SMB C日興証券が自己の計算に基づき、本自己株式取得 (ToSTNeT-3) に係る取得予定株式の総数について売付注文を行う予定であることから、当社は取得予定株式数の総数について高い確度で自己株式の取得を行うことが可能になります。なお、現時点でSMB C日興証券の売付注文は確定していませんが、SMB C日興証券からは、市場からの借株により、取得予定株式数の総数について売付注文を行うことが可能であると見込んでいる旨の確認を得ております。また、本自己株式取得 (ToSTNeT-3) 後に行われる、SMB C日興証券による本市場買付取引 (以下に定義します。) により、当社株式の需給の向上も期待できるものと考えております。また、SMB C日興証券による売付に関する情報が東京証券取引所のホームページ (<https://www.jpx.co.jp/markets/public/short-selling/index.html>) において公表されることですので、あわせてご参照ください。

<本スキーム (ファシリティ型自己株式取得) の概要>

本スキームの概要は以下の通りです。

- 当社はまず、2026年5月13日にToSTNeT-3による買付けにより、取得単価 (1,742.0円) で、取得予定金額 (約180億円) に相当する取得予定株式数 (10,332,900株) の本自己株式取得 (ToSTNeT-3) を行います。本自己株式取得 (ToSTNeT-3) に際して、SMB C日興証券は市場から借株をした上で本自己株式取得 (ToSTNeT-3) に応じる形で取得予定株式数と同数の売付注文を行う予定です。
したがって、本自己株式取得 (ToSTNeT-3) に際して、一般の株主の皆様が売付注文をしない場合であっても、当社は取得予定株式数分の自己株式を取得することができる見込みです。なお、ToSTNeT-3 では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるSMB C日興証券の自己の計算に基づく売付注文より優先されますので、一般の株主の皆様からの売付注文がある場合には、SMB C日興証券による売付注文に対する約定は、その分を除いた株式数についてのみなされます。そのため、一般の株主の皆様から取得予定株式数に達する数の売付注文があった場合には、SMB C日興証券からの売付けによる本自己株式取得 (ToSTNeT-3) は行われないうこととなり、本調整取引は行われません。
- SMB C日興証券は、本自己株式取得 (ToSTNeT-3) 後に、借り入れた当社株式のうち本自己株式取得 (ToSTNeT-3) において実際に当社に対して売却した数量の当社株式 (以下、かかる株式の数量を「売却株式数 (日興)」という。) の返却を目的として、SMB C日興証券の裁量により自らの判断と計算において当社株式を株式市場内で取得する予定です (以下、かかる取引を「本市場買付取引」という。)
- 本スキームにおいては、当社が本自己株式取得 (ToSTNeT-3) を通じてSMB C日興証券から取得した株式に関して、当社の実質的な取得単価が本自己株式取得 (ToSTNeT-3) 後の一定期間 (2026年5月14日から本新株予約権の権利行使日 (本新株予約権が行使されない場合は、本新株予約権の不行使通知 (以下に定義します。) の実行日) の前取引日まで) の各取引日 (「取引日」とは東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。) の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日のVWAPの単純算術平均値に99.80%を乗じた価格 (以下「平均VWAP」という。) と等しくなるよ

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

うに設計されています。具体的には、本調整取引のために本日付で当社及びSMB C日興証券との間で締結した割当契約（以下、「本割当契約」という。）に基づき、平均VWAPの推移の状況に応じてSMB C日興証券が本新株予約権の行使または当社宛の当社株式の無償譲渡（以下、「本無償譲渡」という。）を行うことにより、本調整取引が行われます。本調整取引の内容は、具体的には以下の通りです。

- ① 本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均VWAPが、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に係る取得単価よりも高い場合（本新株予約権の権利行使による本調整取引）
- この場合、SMB C日興証券が、本市場買付取引において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、SMB C日興証券が本自己株式取得(ToSTNeT-3)において当社から受領した金額（以下「受領金額(日興)」という。）を全額使っても、SMB C日興証券が借り入れた株式の返却に十分な数量の株式を買い付けることができません（かかる仮定の下で買い付けることができる株式数を、以下「取得可能株式数(平均VWAP)」という。）。そのため、SMB C日興証券は、本新株予約権を行使することにより、不足する株式数に相当する株式を取得します。なお、本新株予約権の行使時の出資金額は1円であり、その行使によりSMB C日興証券に交付される株式数は、以下の算式によって算定されます。

$$\begin{aligned} \text{本新株予約権の交付株式数} &= \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均VWAP)} \\ (\text{取得可能株式数(平均VWAP)}) &= \text{受領金額(日興)} \div \text{平均VWAP} \end{aligned}$$

- 上記の本新株予約権の権利行使による当社株式の交付が行われた結果、本スキームにおいて当社が取得することとなる実質的な自己株式の取得株式数は、当社がToSTNeT-3取引により買い付けた株式数から、本新株予約権の権利行使による交付株式数を控除した株式数となります。
- 本自己株式取得(ToSTNeT-3)において一般の株主の皆様から売付注文がなかった（本自己株式取得(ToSTNeT-3)の全てがSMB C日興証券の自己の計算に基づく売却により行われた）と仮定すると、本自己株式取得(ToSTNeT-3)と以上のような本調整取引（本新株予約権の権利行使）を組み合わせることにより、当社が約180億円を使用して平均VWAPで株式を買い付けた場合と同じ結果となります（ただし、本新株予約権の権利行使時における出資金額（1円）は考慮しておりません。）。また、一般の株主の皆様から売付注文があった場合、SMB C日興証券が自己の計算に基づいて売却する当社株式数は、その分控除される結果、本調整取引の対象となる自己株式取得の株式数は減少し、本新株予約権の交付株式数の上限は減少します。

- ② 本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均VWAPが、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に係る取得単価よりも低い場合（本無償譲渡による本調整取引）
- この場合、SMB C日興証券が、本市場買付取引において平均VWAPで株式を取得すると仮定すると、SMB C日興証券は受領金額(日興)を用いて本自己株式取得(ToSTNeT-3)において当社に売却した当社株式数（売却株式数(日興)）を超過した数量を買い付けることができます（かかる仮定の下でSMB C日興証券が受領金額(日興)を用いて買い付けた株式数を、以下「買付株式数(平均VWAP)」という。）。そのため、SMB C日興証券は、本新株予約権の不行使通知（以下に定義します。）を行い、当該超過分に相当する当社株式を当社に対して無償で譲渡（本無償譲渡）します。なお、本無償譲渡により当社に譲渡される当社株式数は、以下の算式によって算定されます。

$$\begin{aligned} \text{無償譲渡される当社株式数} &= \text{買付株式数(平均VWAP)} - \text{売却株式数(日興)} \\ (\text{買付株式数(平均VWAP)}) &= \text{受領金額(日興)} \div \text{平均VWAP} \end{aligned}$$

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

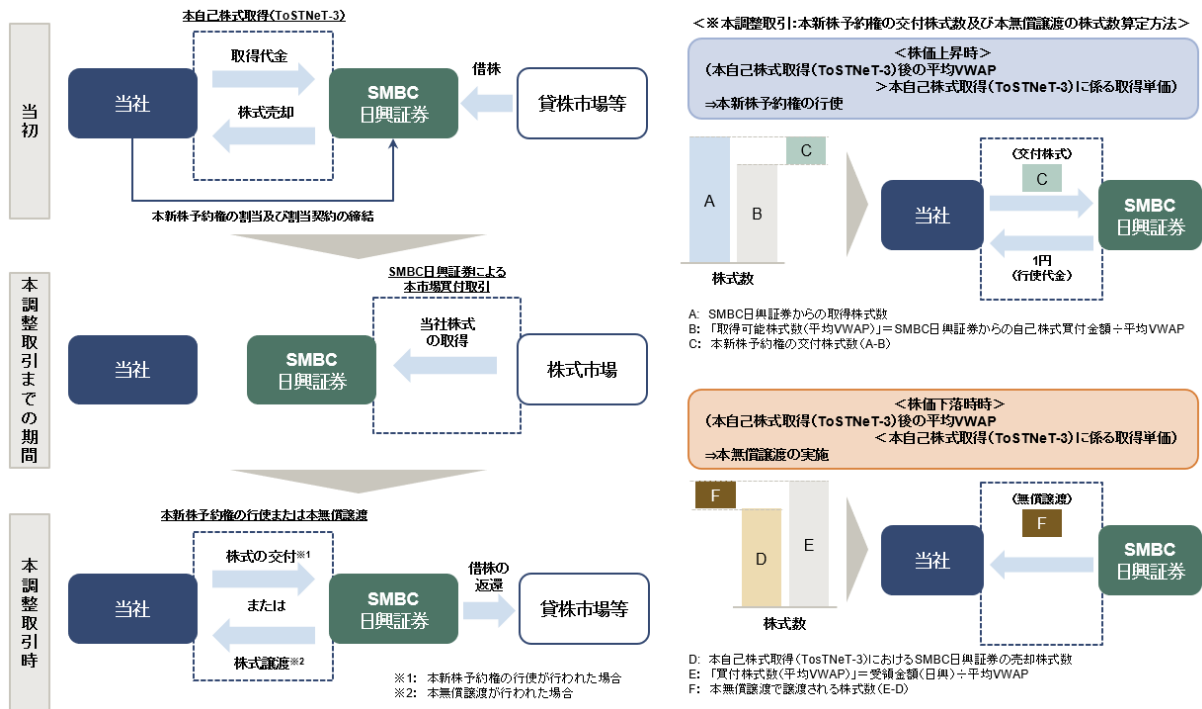
- 本自己株式取得(ToSTNeT-3)において一般の株主の皆様から売付注文がなかった(本自己株式取得(ToSTNeT-3)の全てがSMB C日興証券の自己の計算に基づく売却により行われた)と仮定すると、本自己株式取得(ToSTNeT-3)と以上のような本調整取引(本無償譲渡)を組み合わせることで、当社が約180億円を使用して平均VWAPで株式を買い付けた場合と同じ結果となります。また、一般の株主の皆様から売付注文があった場合、SMB C日興証券が自己の計算に基づいて売却する当社株式数は、その分控除される結果、本調整取引の対象となる自己株式取得の株式数は減少します。
- なお、本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知(以下、「不行使通知」という。)した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできません。

上記の本新株予約権の行使または本無償譲渡は、原則として本割当契約で定められる2026年9月11日から2026年12月24日(以下「権利行使期間」という。)までの間に行われる予定です。ただし、権利行使期間は、SMB C日興証券により、本新株予約権の権利行使期間の延長が必要となる市場混乱事由発生日(当社株式に関する取引制限等が課される等、本割当契約に基づき一定の事由が発生したとSMB C日興証券が合理的に判断した取引日をいう。以下同じ。)が発生した旨の申告が当社になされた場合、最長で本新株予約権の発行要項に定める行使可能期間の最終日である2027年1月14日を限度として当該日数に相当する取引日だけ延長されます。最終的な本調整取引の結果については、別途開示をする予定ですが、その結果次第では、最終的な自己株式の取得総額または取得株式数に変動する可能性があります。

なお、万が一、平均VWAPが本自己株式取得(ToSTNeT-3)に係る取得単価と同額であった場合は、SMB C日興証券は不行使通知を行い、また、本無償譲渡も行われません。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

<本スキームの概略>



<ご参考：本調整取引テーブル>

平均VWAP の取得単価 からの 乖離率 ①	平均VWAP (円) (② = 取得単価× (1+①))	受領金額 (日興) (百万円) ③	売却株式数 (日興) (株) ④	本自己株式取得(ASR)後の平均VWAP >		本自己株式取得(ASR)後の平均VWAP <	
				取得可能株式数 (平均VWAP) (株) (⑤ = ③÷②)	交付株式数 (株) (⑥-⑤)	買付株式数 (平均VWAP) (株) (⑦ = ③÷②)	譲渡株式数 (株) (⑧-⑦)
20%	2,090.4	18,000	10,332,900	8,610,800	1,722,100		
18%	2,055.6	18,000	10,332,900	8,756,700	1,576,200		
16%	2,020.7	18,000	10,332,900	8,907,700	1,425,200		
14%	1,985.9	18,000	10,332,900	9,064,000	1,268,900		
12%	1,951.0	18,000	10,332,900	9,225,900	1,107,000		
10%	1,916.2	18,000	10,332,900	9,393,600	939,300		
8%	1,881.4	18,000	10,332,900	9,567,500	765,400		
6%	1,846.5	18,000	10,332,900	9,748,100	584,800		
4%	1,811.7	18,000	10,332,900	9,935,500	397,400		
2%	1,776.8	18,000	10,332,900	10,130,300	202,600		
0%	1,742.0	18,000	10,332,900	新株予約権の行使なし		無償譲渡なし	
-2%	1,707.2	18,000	10,332,900			10,543,800	210,900
-4%	1,672.3	18,000	10,332,900			10,763,500	430,600
-6%	1,637.5	18,000	10,332,900			10,992,500	659,600
-8%	1,602.6	18,000	10,332,900			11,231,500	898,600
-10%	1,567.8	18,000	10,332,900			11,481,000	1,148,100
-12%	1,533.0	18,000	10,332,900			11,742,000	1,409,100
-14%	1,498.1	18,000	10,332,900			12,015,000	1,682,100
-16%	1,463.3	18,000	10,332,900			12,301,100	1,968,200
-18%	1,428.4	18,000	10,332,900			12,601,100	2,268,200
-20%	1,393.6	18,000	10,332,900			12,916,200	2,583,300

※ 取得可能株式数（平均 VWAP）および買付株式数（平均 VWAP）は当社が本スキームを通して実質的に取得する当社株式数であり、交付株式数および譲渡株式数含め本自己株式取得(ToSTNeT-3)において一般の株主の皆様から売付注文がなかった場合（本自己株式取得(ToSTNeT-3)の全てがSMBC日興証券の自己の計算に基づく売却により行われた場合）の数値例です。

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【ご参考（本スキームにおいて当社が発行する新株予約権について）】

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026年5月28日
(2) 新株予約権の総数	1個
(3) 発行価額	0円
(4) 当該発行による潜在株式数	10,332,800株（上限） ※ 上記株式数（上限）は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において一般の株主の皆様からの売付注文がなく、かつ取得可能株式数（平均 VWAP）が 100 株となった場合を前提とした株式数であり、売却株式数（日興）（上限 10,332,900 株）より 100 株を控除した株式数です。 ※ 実際の交付株式数については、本新株予約権の権利行使時に下記（7）に記載の方法により算出されます。
(5) 調達資金の額	0円 ※ 本新株予約権の発行価額および本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は 1 円ですが、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を控除し、0 円となります。
(6) 行使価額	1円
(7) 行使時の交付株式数の算定方法	本新株予約権の行使時の実際の交付株式数は、本新株予約権の権利行使日に、以下の算式に基づき算出されます。 交付株式数 = ①売却株式数（日興）－②取得可能株式数（平均 VWAP） ①「売却株式数（日興）」は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において S M B C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数（上限 10,332,900 株）です。 ②「取得可能株式数（平均 VWAP）」は、以下の計算式に従って算出される株式数（計算の結果生じる 100 株未満の端数は切り上げます。）となります。 $\text{取得可能株式数(平均 VWAP)} = \frac{\text{(ア) 受領金額(日興)}}{\text{(イ) 平均 VWAP}}$ (ア)「受領金額（日興）」は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）に際して、S M B C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式の売却額の合計額（上限 17,999,911,800 円）です。 (イ)「平均 VWAP」は、2026 年 5 月 14 日（同日を含みます。）から本新株予約権の権利行使日の直前取引日（同日を含みます。）までの期間（以下、本欄において「平均 VWAP 算定期間」という。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日の VWAP の単純算術平均値に 99.80% を乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入します。）となります。ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	して5取引日前の日から同期間の末日までの期間、本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日および当社株式のVWAPのない取引日は平均VWAP算定期間を含めません。
(8) 募集または割当方法 (割当予定先)	SMB C日興証券に対する第三者割当方式
(9) そ の 他	本新株予約権の権利行使可能期間は2026年9月11日から (市場混乱事由発生日が発生しない限り) 2026年12月24日 までの期間となります。 なお、当社は本日付でSMB C日興証券との間で本割当契約 を締結しております。本割当契約には、本無償譲渡を含む本 調整取引に係る規定の他、SMB C日興証券は当社の事前の 書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三 者に譲渡することができない旨、不行使通知が行われた場 合、当該不行使通知が行われた日以降、本新株予約権を行使 することができない旨等が規定されております。

2. 本新株予約権の発行の目的および理由

当社は、上記「1. 自己株式の取得を行う理由」に記載の通り、資本効率の向上および株主還元の充実を目的とした自己株式の取得を行うにあたり、株主還元策として相応の規模を有する自己株式の取得を確実に行うことが可能となるものと判断し、ファシリティ型自己株式取得(本スキーム)により自己株式の取得を行うことを決定しました。本スキームにおいては、本自己株式取得(ToSTNeT-3)における取得数量の全部または一部について、当社の実質的な取得価額が本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均VWAP相当になるよう本調整取引が行われますが、本調整取引においては本新株予約権が用いられるか、本無償譲渡が行われることとなります。そのため、当社は上記の決定とあわせて、本新株予約権をSMB C日興証券への第三者割当による方法で発行することを決定いたしました。

<本割当契約について>

本割当契約において、SMB C日興証券は、一定の場合を除き、権利行使期間内に本新株予約権を行使する、または本無償譲渡を実施することが義務付けられております。具体的には、SMB C日興証券は、本市場買付取引が完了した後、本新株予約権の権利行使期間内に、上述の通り本自己株式取得(ToSTNeT-3)に係る取得単価と本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均VWAPを比較した上で、本新株予約権を行使する、または本無償譲渡を実施することとされております(ただし、万が一、本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均VWAPが本自己株式取得(ToSTNeT-3)に係る取得単価と同額であった場合は、SMB C日興証券は不行使通知を行い、また、本無償譲渡も実施されません)。また、SMB C日興証券は本割当契約に基づいて本新株予約権を行使しない旨を当社に通知(不行使通知)した場合には、当該不行使通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできないこととされています。なお、SMB C日興証券による本市場買付取引については、実施するか否か、買付けの時期・価格を含め、SMB C日興証券の裁量により行われます。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴については以下の通りです。

- 本割当契約の定めに基づき、本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均VWAPが本自己株式取

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

得(ToSTNeT-3)に係る取得単価よりも高い場合はSMB C日興証券により本新株予約権が行使され、権利行使に際して出資される財産の価額（1円）と引き換えに、SMB C日興証券に対して当社普通株式が交付されます。

- 本新株予約権の行使に係る交付株式数は本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均 VWAP に応じて異なり、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に係る取得単価と比較して本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均 VWAP が高いほど、交付株式数が増加する仕組みとなっております（前記「4. ファシリティ型自己株式取得について <ご参考：本調整取引テーブル>」をご参照ください。）。なお、実際の交付株式数は、本新株予約権の権利行使日に確定します。

3. 本新株予約権の発行条件等が合理的であると判断した根拠

本新株予約権はファシリティ型自己株式取得における調整取引のために発行されるものですが、当社は、本新株予約権の発行要項ならびにSMB C日興証券との間で締結した本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の権利行使が行われない場合には、SMB C日興証券から当社株式が無償で譲渡される等の割当契約に記載の条件も考慮しつつ、当社株式の株価変動率、本新株予約権の行使条件等を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しました。当社は、SMB C日興証券が取得する本スキームにおける地位は単に将来の一定の時点までの株価の騰落を事後的に精算するという地位に過ぎず、株価は基本的に上下どちらにも変動し得る以上、積極的な価値を持たず、本新株予約権の発行要項、無償取得に係る条項等本割当契約に定められた諸条件を一体として評価すれば価値は零であると評価できることから、赤坂国際会計の評価を参考にしつつ、本新株予約権の内容を勘案の上、無償での本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。

また、当社監査役3名全員（全て社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

4. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	SMB C日興証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 吉岡 秀二
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業等
(5) 資 本 金	1,350億円(2026年3月31日現在)
(6) 設 立 年 月 日	2009年6月15日
(7) 発 行 済 株 式 数	200,002株(2026年3月31日現在)
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	8,776人(2026年3月31日現在)
(10) 主 要 取 引 先	投資家および発行体

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(11)	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行		
(12)	大株主および 持株比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	当該会社が当社の株式75,469株（2026年4月30日現在。2026年3月31日現在の当社の普通株式に係る総議決権数0.02%）を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績および財政状態（単位：百万円。特記しているものを除きます。）			
	決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
	連結純資産	1,235,676	1,228,929	1,279,951
	連結総資産	19,832,076	21,042,958	21,719,424
	1株当たり連結純資産 (円)	6,178,070	6,144,585	6,399,692
	連結営業収益	419,113	506,885	566,414
	連結営業利益又は 営業損失（△）	27,489	51,146	80,725
	連結経常利益又は 経常損失（△）	31,941	57,060	83,846
	親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△)	16,238	67,523	94,367
	1株当たり連結当期純利益 又は当期純損失（△）(円)	81,189	337,614	471,830
	1株当たり配当金（円）	—	73,799	185,698

(注) SMBC日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

SMBC日興証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督および規制に服しております。また、SMBC日興証券は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しない

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今般の自己株式の取得を検討するにあたり、SMB C日興証券より提案を受けたファシリティ型自己株式取得を採用することにより、市場株価の動向を適切に反映した形で株主還元策として相応の規模を有する自己株式の取得を確実に行うことが可能となるものと判断し、本スキームにより自己株式の取得を行うこととしました。本スキームにおいては上記の通り、本自己株式取得(ToSTNeT-3)における取得数量の全部または一部について、当社の実質的な取得価額が本自己株式取得(ToSTNeT-3)後の平均 VWAP 相当になるよう、本新株予約権または本無償譲渡のいずれかをを用いた本調整取引が行われます。当社は、資本効率の向上および株主還元の充実を目的とした今般の自己株式の取得を、本調整取引を含めたファシリティ型自己株式取得の方法により遂行するため、本新株予約権をSMB C日興証券へ割り当てることを決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMB C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本割当契約において、SMB C日興証券は当社の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨等が定められております。

また、SMB C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社株式について長期保有する意思を有しておらず、SMB C日興証券が借り入れた株式の返却に充当する等により処分していく方針であることを確認しております。

(4) 株券貸借に関する契約

SMB C日興証券は、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に応じる目的で、当社役員および役員関係者との間において株券貸借取引契約の締結を行う予定はございません。

5. 今後の見通し

2026年5月12日付「2026年3月期決算短信[日本基準](連結)」にて公表いたしました2027年3月期の業績予想に変更はありません。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権のうち希薄化の影響が大きい本新株予約権が権利行使され、理論上考え得る最大数の株式が交付された場合においても、①その希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権または取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ユー・エス・エス
第 24 回新株予約権
発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ユー・エス・エス第 24 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額
新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
3. 申込期間
該当なし
4. 割当日
2026 年 5 月 28 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を、S M B C 日興証券株式会社 (以下「割当先」という。) に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数 (以下「交付株式数」という。) は、以下の算式によって計算される株式数 (計算結果が負の値となる場合には 0 株とする。) とする。但し、本新株予約権の目的である普通株式の総数は、本項第 (2) 号及び第 (3) 号に基づき調整されるものとする。
$$\text{交付株式数} = \text{売却株式数(日興)} - \text{取得可能株式数(平均 VWAP)}$$
上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。
「売却株式数(日興)」とは、当社が 2026 年 5 月 13 日に実施する株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による当社普通株式の買付け (以下「本自己株式取得 (ToSTNeT-3)」という。) に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数とする。
「取得可能株式数(平均 VWAP)」とは、受領金額(日興) (以下に定義する。) を平均 VWAP (以下に定義する。) で除した株式数をいい、計算の結果生じる 100 株未満の端数はこれを切り上げるものとする。
「受領金額(日興)」とは、本自己株式取得 (ToSTNeT-3) に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の売却額の合計とする。
「平均 VWAP」とは、2026 年 5 月 14 日 (同日を含む。) から第 13 項第 (3) 号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日 (以下「行使請求日」という。) の直前取引日 (同日を含む。) までの期間 (以下「平均 VWAP 算定期間」という。) における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格 (以下「VWAP」という。) の単純算術平均値に 99.80% を乗じた価格 (円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入する。) をいう。但し、平均 VWAP の算定において当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日 (以下に定義する。) は平均 VWAP 算定期間に含まないものとする。
「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限 (制限値幅による取引制限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。) 等が発生したために当該日における VWAP を平均 VWAP の算出の基礎とすべきでない日と割当先から申告がなされた日をいう。

ご注意： この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が、2026年5月15日（同日を含む。）から行使請求日（同日を含む。）の3取引日後の期間のいずれかの日である場合、前号の計算における①売却株式数(日興)及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における VWAP は、それぞれ次の算式により調整される。但し、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後 VWAP については小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

$$\begin{aligned} \text{調整後売却株式数(日興)} &= \text{調整前売却株式数(日興)} \times \text{株式分割等の比率} \\ \text{調整後 VWAP} &= \frac{\text{調整前 VWAP}}{\text{株式分割等の比率}} \end{aligned}$$

- (3) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数(日興)、平均 VWAP 及び VWAP の調整を行う。
- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
 - ③ これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

7. 本新株予約権の総数

1個

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年9月11日から2027年1月14日まで（以下「行使可能期間」という。）とする。但し、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、当社の定める基準日から起算して4取引日前の日から当該基準日までの期間は、本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編当事会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

1個

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は第8項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行

第9項乃至第12項及び第14項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

13. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第16項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第16項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

14. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

15. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項及び割当先との間で締結する予定の株式会社ユー・エス・エス第24回新株予約権第三者割当契約証書に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載の通りとした。

16. 行使請求受付場所

株式会社ユー・エス・エス 統括本部総務部

17. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 上前津支店

18. 1単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

19. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。

以上

ご注意：この文書は、当社の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。